



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

定期第654号 令和5年12月12日発行

目次

【告示】

番号	表題	担当課名
572	指定障害児通所支援事業者を指定した件	障がい福祉課
573	指定障害福祉サービス事業者を指定した件	同
574	指定障害福祉サービス事業の廃止について届出があった件	同
575	県道の路線を認定する件	道路整備課
576	県道の路線を廃止する件	同
577	道路の区域を決定する件	同

徳島県告示第五百七十二号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の二第一項の規定により、指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定した。

令和五年十二月十二日

徳島県知事 後藤田 正 純

株式会社 A 0	名 称	指定障害児通所支援事業者
兵庫県神戸市中央区元町通 三丁目九番四号	所 在 地	
こ苑 デイサービス にこに	名 称	指定障害児通所支援事業を行う事業所
小松島市金磯町一一番一〇 〇号	所 在 地	
放課後等デイサービス	支 援 の 種 類	障 害 児 通 所
令和五年九月 一日	指 定 年 月 日	

徳島県告示第五百七十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定した。

令和五年十二月十二日

徳島県知事 後藤田 正 純

指定障害福祉サービス事業者		指定障害福祉サービス事業を行う事業所		サービスの種類	指定年月日
名称	所在地	名称	所在地		
特定非営利活動法人聴覚・ろう重複障害者生活支援センター	徳島市中島田町四丁目四番地四・四番地三	就労支援継続B型 麦	吉野川市鴨島町喜来六七六二	就労継続支援B型	令和五年五月一日
株式会社スクウッド	香川県高松市伏石町二〇七一 番地一八	あいびー松茂	板野郡松茂町広島字小ハリ 八一三 エクセルコート IM一階	同	同 六月一日
株式会社ATS	大阪市北区梅田一丁目三番 一六〇〇	Dontomワークス 徳島店	徳島市八万町式丈九五	同	同
合同会社しあわせ工房	徳島市南沖洲四丁目三〇〇 番地一	しあわせ沖洲	同 南沖洲四丁目三〇〇 番地一	共同生活援助 短期入所	同 七月一日
合同会社グロージング	京都市南区西九条蔵王町五 三番地九〇二号	さくらこ	阿南市富岡町あ王谷五二 二五	就労継続支援B型	同

有限会社いずみソーシヤル・サポート	板野郡藍住町東中富字敷地 傍示五〇番地一	グループホームいつも ここから	板野郡藍住町東中富字敷地 傍示一二番地一	共同生活援助 短期入所	同	八月一日
NPO法人サスケ工房	愛媛県新居浜市西町一番三〇号	サスケ・アカデミー徳島	徳島市沖浜東一丁目六四番五号 グランドハイアット一階	就労継続支援A型	同	
有限会社いずみソーシヤル・サポート	板野郡藍住町東中富字敷地 傍示五〇番地一	いつもここから	板野郡藍住町東中富字敷地 傍示五〇番地一	就労継続支援B型	同	十月一日
株式会社チームカネイ	鳴門市大麻町板東字西山田 五二番地一	チームカネイ	鳴門市大麻町板東字西山田 五二番地一	同	同	
株式会社さよなき	阿波市吉野町西条字地免一 六九	グループホームほし	徳島市国府町池尻字畑田二 九二	共同生活援助	同	
株式会社SMILE	阿南市横見町高川原五七番 地二	グループホームスマイル阿南	阿南市横見町高川原五七番 地二	共同生活援助 短期入所	同	十一月一日

徳島県告示第五百七十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第四十六条第二項の規定により、指定障害福祉サービス事業の廃止について、次のとおり届出があった。

令和五年十二月十二日

徳島県知事 後藤田 正 純

指定障害福祉サービス事業者		指定障害福祉サービス事業を行う事業所		サービスの種類	廃止の届出の受理日	廃止の年月日
名称	所在地	名称	所在地			
特定非営利活動法人 山の薬剤師たち	鳴門市撫養町斎田字西発四 七番地一〇	障害者就労センター たなごころ	鳴門市撫養町斎田字西発四 七番地一〇	A型 就労継続支援	令和五年五月 二十四日	令和五年六月 三十日
合同会社グロイイング	京都市南区西九条蔵王町五 三番地九〇二号	さくらこ	阿南市富岡町あ王谷五二 二五	B型 就労継続支援	同 九月 十三日	同 九月 三十日

徳島県告示第五百七十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第七条第一項の規定に基づき、県道の路線を次のように認定する。

その関係図面は、徳島県県土整備部道路整備課において、令和五年十二月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和五年十二月十二日

徳島県知事

後藤田

正

純

道路の種類 県道

4 0	整理 番号	路線名	終 起 点 点	重要な経過地	道路法第七条 第一項該当号	備 考
		徳島空港	徳島空港 県道徳島鳴門線交点（鳴門 市大麻町）		5	

徳島県告示第五百七十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十条第一項の規定に基づき、次の県道の路線を廃止する。

その関係図面は、徳島県県土整備部道路整備課において、令和五年十二月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和五年十二月十二日

徳島県知事 後藤田 正 純

道路の種類 県道

4 0	整理 番号	路線名	終 起 点 点	重要な経過地	道路法第七条 第一項該当号	備 考
		徳島空港				
		徳島空港 板野郡松茂町				

徳島県告示第五百七十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定する。

その関係図面は、徳島県県土整備部道路整備課において、令和五年十二月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和五年十二月十二日

徳島県知事 後藤田 正 純

道路の種類 県道

4 0	整理 番号	路線名	区 間	敷 地 の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
		徳島空港	板野郡松茂町豊久字朝 日野一〇番一〇地先か ら 同 北島町太郎八須 字宮ノ西一番四地先ま で	一四・五〃四五・〇	五三〇九・一	